

市立貝塚病院診療材料費削減提案事業者選定プロポーザル実施要領

第1 目的

本業務は、市立貝塚病院で使用する診療材料費を医療の質を保ちつつ削減することを目的とする。

第2 業務概要

(1) 業務名

市立貝塚病院診療材料費削減提案業務

(2) 業務内容

仕様書等のとおり

(3) 委託期間

令和8年1月1日から令和10年12月31日

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

第3 実施方式

公募型プロポーザル方式

第4 参加資格

1. 本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

- (1) 貝塚市入札参加停止要綱（平成25年12月2日施行）に基づく入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当していないこと。
- (3) 本事業を円滑に遂行できるだけの安定性を有していること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生計画又は再生計画の認可がなされている者を除く。
- (5) 貝塚市暴力団排除条例（平成24年貝塚市条例第23号）第10条に基づく措置を受けていないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

2. 資格確認後契約締結までの間において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該対象事業に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。

- (1) 第4参加資格に規定する資格を満たさなくなったとき。
- (2) 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をしたとき。

第5 実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

1. 公募型プロポーザル実施の開始	令和 7年 11月 10日（月）
2. 参加申込書の提出期限	令和 7年 11月 25日（火）
3. 実施要領等に関する質疑受付	令和 7年 11月 27日（木）
4. 実施要領等に関する質疑回答	令和 7年 12月 3日（水）
5. 提案書等の提出期限	令和 7年 12月 10日（水）
6. プレゼンテーション・ヒアリング実施	令和 7年 12月 16日（火）
7. 審査結果の通知	令和 7年 12月 19日（金）
8. 契約の締結	令和 8年 1月 1日（木）
9. 審査結果の公表	契約締結後にホームページ掲載

第6 参加手続

1. 実施要領・仕様書等の配布

（1）配布期間

令和 7年 11月 10日（月）から提案書提出期限日まで

（2）配布方法

市立貝塚病院ホームページに掲載するほか、担当部署市立貝塚病院総務課において配布する。

2. 参加申込書の提出

（1）提出書類

参加申込書（様式1）

（2）提出期限

令和 7年 11月 25日（火） 17時必着

（3）提出場所

〒597-0015 貝塚市堀3丁目10-20

市立貝塚病院総務課経理係

TEL：072-438-5502（直通）

（4）提出方法

持参又は郵送

3. 質問の受付及び回答

- (1) 実施要領等に係る質問は、「市立貝塚病院診療材料費削減提案事業者選定プロポーザル質疑書（様式2）」によるものとし、担当部署市立貝塚病院総務課に電子メールにより提出すること。なお、提出後は必ず電話により、受信確認を行うこと。

市立貝塚病院総務課経理係

E-mail : keiri@hosp.kaizuka.osaka.jp

電話番号:072-438-5502（直通）

(2) 提出期限

令和7年 11月 27日（木） 15時まで

(3) 回答方法

令和7年 12月 3日（水）17時までに参加申込のあった全事業者へ回答を行う。

4. 提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は次により提案書を提出するものとする。

(1) 提出書類（作成要領（別添）を参照のこと）

1 提案書表紙（様式3-1）

2 分野別削減額（様式3-2）

※秘密保持契約を締結後、算出に必要な当院購買データをご提供させていただきますので、提供依頼のご連絡を当院総務課までお願い致します。

※共同購買品切替により削減額を積算する場合は、可能な限り選定品情報を開示すること。

3 診療材料共同購買（契約）実績（様式3-3）

4 提案内容

※評価基準にあげる項目順に沿って作成すること。

5 参考資料（作成は任意）

(2) 提出期限

令和 7年 12月 10日（水）17時まで

(3) 提出場所

〒597-0015 貝塚市堀3丁目10-20

市立貝塚病院総務課経理係

TEL : 072-438-5502（直通）

(4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着とする。）

(5) 提出部数

紙媒体20部及び電子データ

5. プレゼンテーションの実施

提出された提案書等についてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 実施日時・場所（予定）

日時：令和 7 年 12 月 16 日（火）17 時～

場所：市立貝塚病院内 4A 会議室

(2) 所要時間（予定）

プレゼンテーション：25 分

質疑応答：15 分

(3) その他

ア プレゼンテーションは、原則提案書等を受け付けた順とする。

イ プレゼンテーションでスライドやパワーポイント等を使用する場合は、事前に報告し、使用するパソコン等の機器は各参加者で用意しプロジェクター及びスクリーンは当院で用意する。

ウ 詳細については、後日、別途通知するものとする。

第7 優先交渉権者の決定

(1) 審査方法

審査は、別に設置する市立貝塚病院診療材料費削減提案事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が、提出された提案書等とプレゼンテーションの内容を評価基準に基づき審査する。

(2) 評価項目及び評価内容

別表「市立貝塚病院診療材料費削減提案事業者選定プロポーザル評価基準表」のとおり

(3) 優先交渉権者の決定

審査の結果、最も優れた提案として評価した者を優先交渉権者として決定する。ただし、優先交渉権者はあらかじめ定めた最低基準点を満たしている者とする。なお、参加業者が1 者でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば優先交渉権者として決定する。

第8 審査結果

審査結果は決定後、参加者全てに文書で通知するものとする。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けない。

第9 審査結果の公表

審査結果は、市立貝塚病院ホームページにおいて公表する。

なお、公表の内容は以下のとおりとする。

- ① 優先交渉権者の名称
- ② 全参加者の名称（五十音順）
- ③ 全参加者の点数（得点順）

第10 提出書類の取扱い

- （１）提出された全ての書類は返却しない。
- （２）当院から指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めない。
- （３）提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

第11 留意事項

1. 失格事項

参加申込書、提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提案書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期限、提出場所、提出方法書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合。
- ⑥ 見積金額が実施要領に示す提案限度価格を超える場合
- ⑦ 実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

2. その他留意事項

その他の留意事項は次のとおりとする。

- ① 提案書等の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。また契約後の「受託準備期間」に要する経費も同様とする。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。
- ③ 複数の提案はできない。
- ④ 参加申込書の提出後又は提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速みやかに辞退届（様式4）を提出すること。
- ⑤ 提案書の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。ただし当院が優先交渉権者の決定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- ⑥ 審査結果について意義は一切認めないものとする。

第12 担当部署・問い合わせ先

所 在 地：〒597-0015 貝塚市堀3丁目10-20

担 当 部 署：市立貝塚病院総務課経理係

電 話 番 号：072-438-5502（直通）

F A X 番 号：072-439-6061

E－m a I l： keiri@hosp.kaizuka.osaka.lg.jp